




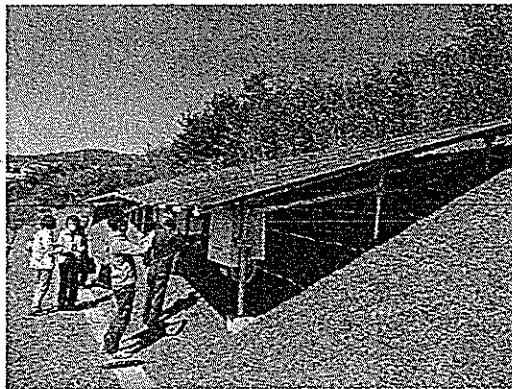
課長	係長	係員
		

市民発電所設置モデル事業に係る現地確認について

日 時 平成27年3月26日(木) 午前10時45分～午前11時30分
 場 所 山手台東1丁目4番491地先
 事業者 (株)宝塚すみれ発電 代表取締役 井上氏、取締役 西田氏
 市 新エネルギー推進課 山崎
 県 温暖化対策課仲川氏、(財)ひょうご環境創造協会 河原氏外1名
 (当日の現地確認については、県が実施する「平成26年度地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業」融資に関する現場検認に合わせて行ったものです。確認事項は下記のとおりです。)

記

- 1 発電設備稼働の確認(設備の安全性の確認)
- 2 系統連系開始の確認(3月10日の連系開始を確認)
- 3 非常用電源設置の確認



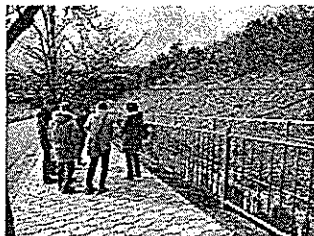
画像：県の現場検認の様子



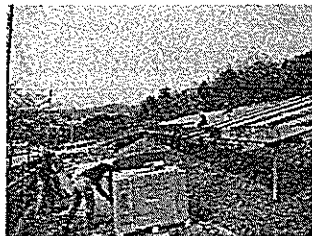
工事完了までの経過

平成27年2月2日付で交付決定した宝塚市市民発電所設置モデル事業助成金に係り、市では下記のとおり現地確認を行っています。

日付	確認内容	確認担当及び立会者
平成26年		
12月18日 (木)	伐採の開始(現地調査のため、着工に先立ち伐採を行ったもの)	山崎(市)
12月24日 (木)	伐採の完了	山崎(市)
平成27年		
2月2日 (月)	伐採の完了 (地元自治会長等の同行) (画像①)	山本山手まちづくり協議会長 以下1名、山手台自治会長、 井上氏(事業者)、仲川氏(県)、 政処、山崎(市)
2月12日 (木)	太陽光発電設備の設置工事開始 (杭打ち)	山崎(市)
2月16日 (月)	太陽光発電設備の設置工事 (架台整備)	山崎(市)
2月18日 (水)	太陽光発電設備の設置工事 (太陽光パネル搬入)	東野(市)
2月25日 (水)	太陽光発電設備の設置工事 (太陽光パネル設置)(画像②)	山崎(市)
3月2日 (月)	太陽光発電設備の設置工事 (架台の固定)(画像③)	山崎(市)
3月26日 (木)	県の現場検認	井上氏、西田氏(事業者)、 仲川氏、河原氏外1名(県)、 山崎(市)



画像①



画像②



画像③

市立学校（小学校 24 校・中学校 12 校・特別支援学校 1 校）について

○宝塚エネルギー2050 ビジョン チャレンジ 20 及びチャレンジ 30 関連

チャレンジ 20	A-10) 公共施設で再生可能エネルギーの利用を増大
	A-11) 5 か所の避難所で再生可能エネルギーを利用
チャレンジ 30	B-14) すべての市立学校で再生可能エネルギー導入とその見える化
	B-15) すべての公共施設で再生可能エネルギーを利用
	B-16) すべての避難所で再生可能エネルギーを利用

○市立学校（37 校）での再生可能エネルギー導入状況について

- ①導入済校 小学校 3 校、中学校 3 校（うち F I T 適用 4 校）
- ②導入中 小学校 1 校（H27 年度中施工予定。グリーンニューディール基金活用）

○市立学校（37 校）での再生可能エネルギー導入検討についての課題

- ①旧耐震構造（S56 年以前の建造物）が占める割合が多い。
- ②旧耐震構造については、耐震補強を行ってきているが、耐荷重は見込んでいない。
- ③新耐震構造を含めて、屋根の老朽改修が先送りされ、修繕が迫っている学校が多い。

○美座小学校（旧耐震構造）での事例について

- ①事業期間（20 年程度）、屋根の改修がないことを想定（優先）して対象校とした。
- ②営繕担当部門（施設管理部門）からは対象校とすることに疑問視する意見があった。
- ③学校現場からは屋上が児童等の避難場所になるため一部空けておきたい意向があった。
- ④荷重計算については、事業者が専門機関で実施することで庁内合意を取り付けた。
- ⑤屋上防水シート保証期間であり、シートに穴を開けない工法等を条件とした。

○美座小学校での失敗体験が庁内に与える影響について（順不同）

- ・旧耐震構造については、新たな設置は困難であるという共通認識の拡がり
 （公共工事・屋根貸し等の区分を問わず困難となる懸念）
- ・学校施設を民間事業者に貸し出す影響に懸念の拡がり
 （学校教育、児童・生徒への影響をはかることが困難となる懸念）
- ・学校施設での頓挫が公共施設全体へ共通認識としての拡がり
 （屋根貸し事業への懸念。責任分界などの協議の煩雑さ等が敬遠される懸念）

宝塚市再生可能エネルギー相談窓口運營業務委託実績件数

- 1 委託先 株式会社 宝塚すみれ発電
- 2 委託期間 平成26年(2014年)11月4日～平成27年(2015年)3月31日
- 3 委託金額 540,000円
- 4 相談等の件数

① 実施内容(別紙月例報告書における「受付項目」)

相談	説明	意見	その他
7件	2件	0件	30件

上記の「相談」、「説明」のうち、エネルギー等種別の内容

太陽光発電	電気代削減	太陽熱利用	スマート エネルギー	太陽光発電 工作キット
5件	1件	1件	1件	1件

② 対応方法(別紙月例報告書における「業務分類」)

電話	来訪	訪問	PR活動	その他
4件	4件	0件	19件	12件

③ 実施場所(PR活動も含む)

委託先事務所内	その他市内	市外
7件	17件	15件

宝塚市再生可能エネルギー相談窓口運営業務仕様書

1 目的

宝塚市再生可能エネルギー相談窓口運営事業（以下「相談窓口」という。）は、再生可能エネルギーが太陽光発電設備を中心に住宅用、事業所用を問わずに普及してきている状況を受けて、今後、設備を設置する場合やメンテナンス等の設置後の不安や疑問について、電話相談や訪問により対応を図るものである。

また、その際、販売店などで行われている営業販売を主目的とした内容ではなく、市による業務委託の受託者として公平な立場で相談に乗ることで、利用者が安心して再生可能エネルギー設備設置の効果などを検討できる体制を整えることを通じて、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの普及に寄与することを目的とする。

2 委託期間

平成27年（2015年）4月1日から平成27年（2015年）10月31日まで

3 契約方式

本委託業務は単価契約（一部、経費相当分を除く。）とし、支払金額は各月ごとに相談業務件数及び周知業務件数に応じて支払うものとする。

4 業務内容

(1) 相談業務

①内容

太陽光発電、太陽熱温水器、木質ペレットストーブ等の再生可能エネルギー設備（以下、「設備等」という。）に係る以下の内容について、相談業務を行うこと

- ア 設備等の効果や特徴などに関すること
- イ 新たに設置する設備等の費用（初期費用及びランニングコスト）や導入による光熱費の削減効果に関すること
- ウ 既に設置している設備等のメンテナンスなどに関すること
- エ 市民発電所の設置に関する資金や設備に関すること
- オ その他、設備等の設置についての全般的な相談に関すること

②受付時間帯

原則として毎週月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始除く）の午前10時から午後4時までとし、周知業務や相談者からの希望により必要となる場合は上記以外の曜日又は時間において

て対応するものとする。

③業務体制

相談業務は以下の体制、内容において行うこと

ア 電話相談業務

相談窓口における受付業務は、原則として、専用回線の電話（フリーダイヤル）により行うものとし、留守番電話、FAX、メール等により不在時でも対応が可能な体制を整えるものとする。不在時の相談内容については当日、又は翌日に内容を確認し、速やかな対応を図るものとする。

イ 直接相談業務（来社、訪問）

電話等の相談の結果、相談者が来社及び現場訪問を伴った相談を希望する場合は、個別に対応を行うものとする。

(2) 周知業務

①業務内容

相談窓口についての周知及び設備等についての啓発に係る業務を行うこと

②業務体制

周知業務は以下の体制、内容において行うこと

ア PR活動

市、または市以外の団体が主催する市内のイベント、自ら企画するイベント等において、主にチラシの配布等、上記の業務内容を行うこと

イ 公開相談窓口ブースの出展

市、または市以外の団体が主催する市内のイベント、自ら企画する啓発ブースにおいて、公開相談窓口のブース出展により、上記の業務内容を行い、参加者からの相談があった場合はこれに応じること

ウ PR用資料の作成

周知業務に用いるための資料を作成し、配布する場合は必ず事前に市の承認を得て実施すること

5 事業実施にあたっての条件等

- (1) 受託者は、相談窓口の開設にあたって、市が業務委託した相談窓口とわかるような看板やプレートを設置するものとする。
- (2) 受託者は、市販の各種設備等について、あらかじめ製品、メーカーごとの特性や概算費用についての比較表を作成し、相談を受ける際に必要に応じ、相談者へ提示するものとする。なお、当該比較表について予め市に提出し、承認を得るものとする。
- (3) 受託者は、設備等に関わる費用の詳細の相談が可能な市内の事業者を調査し、相談者から費用の詳細についての相談を受けた場合には、特定の事業者への利益誘導とならないよう、それらの事業者へ案内するものとする。なお、事業者を調査した結果については一覧表に

まとめ、予め市に提出し、承認を得るものとする。

- (4) 受託者は、相談者ごとに、相談窓口寄せられた質問と回答、紹介した事業者等の相談の経緯がわかる文書（以下、「業務日報」とする。）を作成するものとする。業務日報に記載する内容については、市が作成するフォーマットによるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の内容についての相談を市が受けた場合、市から連絡を受け次第、速やかに相談者へ連絡し、相談業務を行うものとする。
- (6) 上記（１）～（５）の条件及び関係法令を受託者が遵守していないことを市が確認した場合、及び実態と異なる報告があった場合は、市は直ちに本事業を中止することができる。その場合、市は中止するまでの間の委託料のみを支払うものとする。
- (7) 受託者は、市から本業務に係る資料の提出を求められた際には、速やかにこれを市へ提出するものとする。

6 提出物・成果報告

(1) 年間計画書の提出

事業計画書の内容について、契約締結後、速やかに市と協議を行った上、委託期間内の年間計画書を提出し、市の承認を得ること。

(2) 月例報告書の提出

受託者は、相談窓口寄せられた質問、情報の概要などを含む1か月間の相談業務内容につき、市が作成するフォーマットをもとに月例報告書及び個別の業務日報を適宜加工し、体裁を整えた上で市へ提出するものとする。なお、月例報告書、個別業務日報ともに、内容を社内にて十分に確認し、複数名にて検印の上、提出すること。

また、件数の計上方法としては、電話相談の場合は原則、相談相手の住所、氏名等の記載のある記録票、来社や訪問相談の場合は相談者のサインや印鑑のある記録票により件数とできるものとします。また、周知業務については周知時の写真やPR資料の提出により件数とできるものとします。

なお、提出される記録票に基づき、市から相談者に対して、相談窓口の満足度等についての確認を行う場合があります。

(3) 業務提案書の作成

受託者より本業務に係る課題認識や提案がある場合は、書面にてこれらを取りまとめた内容を市へ提出するものとする。

(4) 最終業務報告書の提出

受託者は、委託事業の終了に際して、最終業務報告書を紙ベースで正副1部（A4ファイル綴じ）及びデータ（DVD等の電子媒体に格納のこと。データ形式はMicrosoft社製Word2010以降、Excel2010以降、PDFで作成されたものとする。）を提出すること。なお、事務処理に関しては月例報告書と同様とする。

7 その他

委託事業にあたっては、宝塚市新エネルギー推進課と随時、協議の上、実施すること

市民

再生可能エネルギー 相談窓口

無料

集合住宅に導入したい...

太陽光発電って
省エネなの？

ペレット
ストーブ
って何？

太陽熱
温水器を
付けたいん
だけど...

太陽光発電設備って
いくらかかるんだろう？



相談窓口専用
フリーダイヤル



(0120) 34-1733

さー良いなサンサン

携帯電話から：0797-69-6003 (通話有料) 受付時間：平日10時～16時 (土日祝日除く)

宝塚市では、再生可能エネルギーが太陽光発電を中心に住宅用、事業所用で普及してきている状況を受けて、市民が安心して相談できる窓口を開設しています。
まずは、お気軽にお電話ください。

相談内容

- ・ 太陽光発電や太陽熱温水器、ペレットストーブ等の効果や特徴など
- ・ 既に太陽光発電などを設置されている場合のメンテナンスなど



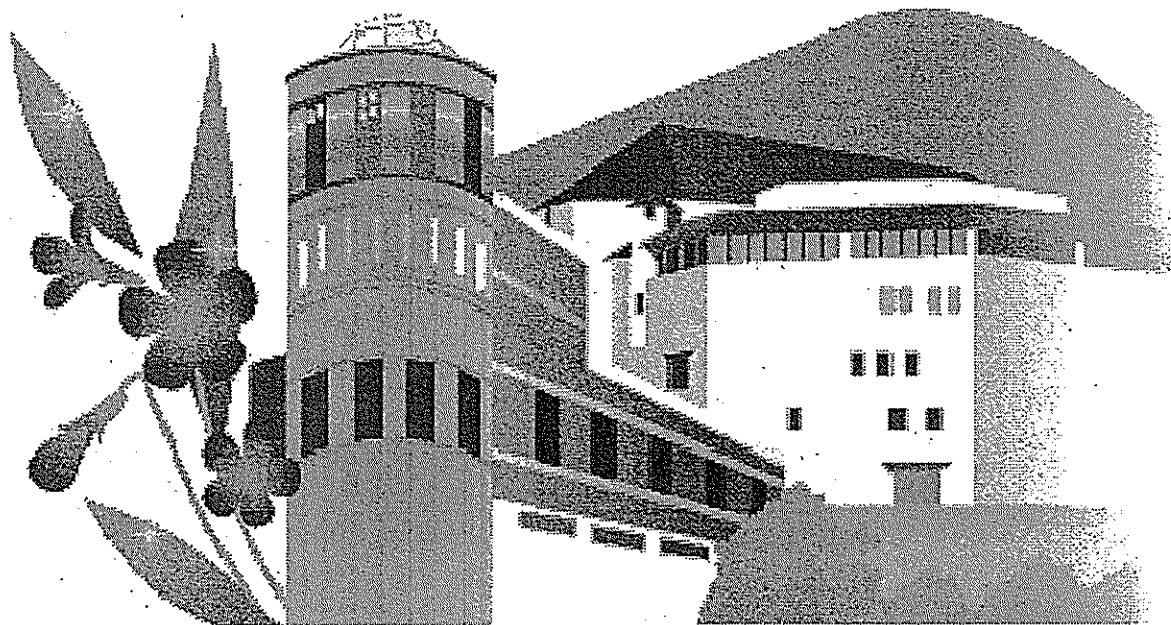
宝塚市 地域エネルギー課

受託事業者：非営利型 株式会社 宝塚すみれ発電

〒665-0022 宝塚市野上 1-1-8 (逆瀬川駅から徒歩2分)

平成27年度（2015年度）
宝塚市の予算

〈一部抜粋〉



宝 塚 市

都市の景観が美しく調和し、花や緑に包まれた、環境にやさしいまちづくり

拡充

再生可能エネルギー基金活用事業

事業費 6,048千円

新エネルギー推進課

■事業の概要

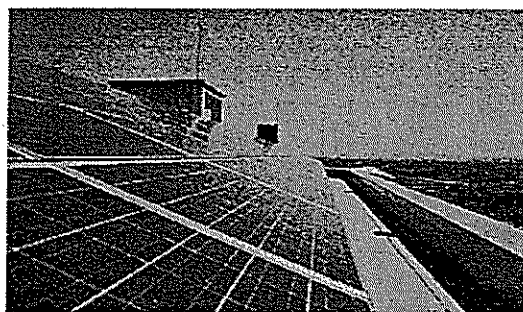
公共施設の屋根または市有地を開放し、市民発電所を公募により増設します。1箇所250万円を再生可能エネルギー基金から助成します。また、既築集合住宅への太陽光発電への導入支援、公園等へのソーラー照明灯の設置、西谷小におけるモニター設置などの見える化を実施していきます。

■事業内容

市民発電所増設事業助成金 2,500千円

既築集合住宅再エネ設備設置導入支援助成金
200千円

ソーラー照明灯、太陽光発電モニター設置費
3,348千円



拡充

都市美化推進事業

事業費 17,580千円のうち拡充分8,419千円

生活環境課

■事業の概要

「宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（案）」を施行するにあたり、条例内容の啓発及び規制区域の表示を行います。また、路上喫煙禁止巡回業務等を実施します。

■事業内容

路上喫煙禁止等巡回啓発業務委託料 1,637千円

路上喫煙実態調査業務委託料 2,899千円

路上喫煙禁止区域看板 2,333千円

